

監査の結果により講じた措置について

1 財務監査（定期監査）及び行政監査の日

令和5年10月27日

2 財務監査（定期監査）及び行政監査の結果公表日及び提出した日

令和5年11月20日

3 講じた措置の通知があった日

令和5年12月4日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

道路部

令和5年10月27日執行 財務監査（定期監査）及び行政監査

指 摘 事 項	措 置 状 況	改善、又は 検討の目標 年 月 日
(道路管理課) 路面復旧監督事務費負担金について、調定手続が規則の定めのとおり行われていませんでした。また、道路占用料及び路面復旧監督事務費負担金について、未納付者への督促手続が条例の定めのとおり行われていないものがありましたので、今後は適正な事務執行をされたい。	路面復旧監督事務費負担金に係る調定手続につきましては、道路占用等許可書の発行（毎週水曜日）に合わせて調定票を起票することを徹底してまいります。また、数量変動による調定額の変更等、調定更正が必要な案件が発生した際は、遅滞なく起票するとともに、グループスケジュールを活用し、担当者及び係長職で起票漏れがないよう確認を徹底し、適正な事務執行に努めてまいります。 未納者への督促手続につきましては、令和6年度から稼働する予定の道路情報管理システムにおいて、占用担当者がログインする際	・調定事務の適正化：直ちに改善。 ・事務執行に係るシステム化：令和6年4月1日（道路情報管理システムの稼働）

	<p>、納期限から13日を経過する未納案件がある場合は、アラート表示をする機能の実装を計画しております。これにより、占用担当者の案件見落としを防ぎ、適正な事務執行を徹底してまいります。</p>	
--	--	--